

商品概要説明書 しんきん傷害保険付定期積金「スタート」

平成23年7月25日現在

商品名(愛称)	・しんきん傷害保険付定期積金「スタート」
販売対象	・個人(法人は不可)
契約期間	・10年
受入 (1)受入方法 (2)契約金額(上限) (3)払込金額 (4)払込単位 (5)払込日	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金から自動振替による掛金の払込みとなります。 ・1人あたり1,500万円 ・5,000円以上 ・5,000円単位 ・契約時に定めた日とします。 ・約定払込日が存在しない場合(例えば2月30日)は、その月の末日とします。 ・約定払込日が休日の場合は、翌営業日とします。
支払方法	・満期日(休日の場合は翌営業日)以後に、一括して給付契約金を支払います。
利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	・給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(なお、マル優は利用できません)。
付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに1%上乗せした利率)。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合、その利息は預入日から解約日前日までの日数および別表の預入期間に応じた中途解約利率により計算し、この積金の掛込残高相当額とともに払い戻しいたします。
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理・コンプライアンス統括室(9時～17時、電話：0162-23-5131)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理・コンプライアンス統括室、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べられます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。

商品概要説明書 しんきん傷害保険付定期積金「スタート」

平成23年7月25日現在

【付帯する保険】

保険の種類	<ul style="list-style-type: none">標準傷害保険(職種等による加入制限のない傷害保険) ただし、テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー、力士等、危険を有する職業に従事する者については、その職務に従事中(危険を有する行為中)の事故について保険対象外となります。
保険者	<ul style="list-style-type: none">共栄火災海上保険株式会社 ・ 株式会社損害保険ジャパン
被保険者	<ul style="list-style-type: none">しんきん傷害保険付定期積金契約者
保険契約者	<ul style="list-style-type: none">信金中央金庫(保険料を負担)
保険期間	<ul style="list-style-type: none">保険付定期積金契約日の翌日午前0時から10年後の応答日の午後4時まで(中途解約を除く。)また、保険付定期積金について中途解約があった場合、保険については、次回到来する定期積金契約日の応答日の午後4時が期限となります。
保険事故	<ul style="list-style-type: none">保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により怪我を被り死亡した場合や入院・手術をした場合に保険金が支払われます。ただし、スカイダイビング、山岳登山、ロッククライミング等、危険を有する運動等を行っている最中に生じた事故については、保険対象外となります。
保険の金額	<ul style="list-style-type: none">傷害死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、契約日の最初の1年間については、保険付定期積金の掛金総額と同額となり、2年目以降については、掛金総額から経過年数に初回掛金額の12倍を乗じた金額を差引いた金額(掛金総額 - 経過年数 × 初回掛金額 × 12) なお、保険金額の変更(減額)は、毎年、契約日の応答日の午後4時となります。傷害入院保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院1日につき保険付定期積金の掛金総額に0.1%を乗じた金額(契約期間中一律)傷害手術保険金 入院保険金が支払われる場合で、その治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に保険会社所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じた入院保険日額の10倍、20倍または40倍(1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合には、そのうち最も高い倍率)を乗じた金額
保険金の受取人	<ul style="list-style-type: none">死亡保険金：被保険者(保険付定期積金契約者)の法定相続人入院・手術保険金：被保険者(保険付定期積金契約者)本人
保険の免責	<ul style="list-style-type: none">故意、自殺、地震、噴火、戦争、疾病など共栄火災海上保険株式会社所定の場合
保険金請求手続等	<ul style="list-style-type: none">保険内容に関する詳しい照会および保険金の請求等は、すべてお客さまから共栄火災海上保険株式会社へ直接願います。 事故受付フリーダイヤル : 0120-337-708 受付時間 : 24時間 365日 お客様専用コールセンター : 0120-284-506 受付時間 : 平日 午前9時から午後6時